

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興基金助成金交付要綱

(平成 15 年 10 月 1 日平成 15 年度要綱第 1 号)

最近改正 令和 3 年 12 月 27 日令和 3 年度要綱第 9 号

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、スポーツ振興基金助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるため、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書(平成 15 年度規則第 1 号。以下「業務方法書」という。)第 8 条の規定に基づき、この要綱を定める。

2 センターが行う助成金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及び同法施行令(昭和 30 年政令第 255 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の対象となる活動等)

第 2 条 この助成金は、我が国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2 この助成金による助成の対象となる活動(以下「助成対象活動」という。)及び助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)並びに助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は別記 1 から 5 に定めるとおりとし、財源の範囲内で助成金を交付する。

3 国費(国費を財源とする資金を含む。)、スポーツ振興くじ助成金又は公営競技等の収益による資金の支給を受けて行う活動等は、助成の対象としない。

4 助成対象期間は、別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(交付の申請)

第 3 条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、あらかじめ助成金交付申請書を別に定めるところに従い、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

(交付の決定)

第 4 条 理事長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、業務方法書第 12 条の規定に基づくスポーツ振興事業助成審査委員会の議を経て、助成金を交付すべきと認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付申請者(前条の助成金交付申請書を提出した者をいう。以下同じ。)に助成金交付決定通知書を送付する。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して助成金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、審査の結果、助成金を交付しないと決定したものについては、助成金交付申請者にその旨を通知する。

(申請の取下げ)

第 5 条 前条第 1 項の助成金交付決定通知書を受領した者(以下「助成決定者」という。)は、当該通知による助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受領した日から 14 日以内に、助成金交付申請取下げ書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成活動の遂行)

第 6 条 助成決定者は、助成金の交付の決定の内容(次条に基づく承認をした場合は、その承認された内容。以下同じ。)及びこれに付された条件その他この要綱に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成活動(助成金交付決定通知書を受領して行われる別記 1 から別記 4 に掲げる助成対象活動をいう。以下同じ。)を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

(計画の変更の承認)

第 7 条 助成決定者は、助成対象経費の配分額を変更しようとするとき、又は助成活動の内容を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

(1) 第 4 条第 1 項の規定により認められた助成金の交付決定額に影響を及ぼさない範囲内で、助成活動ごとの助成対象経費の 20%以内の額を変更する場合

(2) 助成活動の目的及び能率に関係がない事業計画の細部を変更する場合

2 理事長は、前項の計画変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたものについて、計画変更の承認及び変更交付決定通知書を助成決定者に送付するものとする。

3 理事長は、前項の場合において、必要に応じ、計画変更承認申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができる。

(助成活動の中止又は廃止)

第 8 条 助成決定者は、助成活動を中止又は廃止しようとするときは、助成活動中止(廃止)承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成金受給資格の喪失)

第 9 条 助成決定者は、助成対象者の要件を満たさなくなった場合、速やかに助成金受給資格喪失届を理事長に提出しなければならない。

(助成活動遅延の報告)

第 10 条 助成決定者は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又はその遂行が困難となった場合は、速やかに理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第 11 条 理事長は必要があると認めるときは、助成決定者に対し、助成活動の遂行及び収支等の状況について報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(助成活動等の遂行等の命令)

第 12 条 理事長は、助成決定者が提出する報告等により、その者の助成活動等が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該助成活動等を遂行すべきことを命ずることができる。

2 理事長は、助成決定者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、当該助成活動等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 13 条 助成決定者は、助成活動を完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、実績報告書を理事長に提

出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 14 条 理事長は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書を助成決定者に送付するものとする。

(是正のための措置)

第 15 条 理事長は、第 13 条の報告を受けた場合において、その実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成活動等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成決定者に対して命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う助成活動等について準用する。

(交付の決定の取消等)

第 16 条 理事長は、第 8 条の規定による助成活動の中止又は廃止の申請があった場合又は第 9 条の規定による助成金受給資格の喪失の届出があった場合、及び次の各号に該当する場合は、第 4 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 助成決定者が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件又はこの要綱に基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 助成金の交付の申請、計画変更又は実績の報告について不正の事実があった場合

(3) 助成決定者(別記 5 を除く。)が、助成金を助成活動以外の用途に使用した場合

(4) 助成決定者が、助成活動等に関して不正、怠惰その他不適当な行為をした場合

(5) 助成決定者が、世界アンチ・ドーピング規程、日本アンチ・ドーピング規程又はスポーツにおけるドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(平成 31 年 3 月文部科学大臣決定)を遵守していないと認められる場合

(6) 助成決定者が、その他この要綱に違反した場合

(7) 交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じた場合

2 前項第 1 号から第 7 号の規定は、助成活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第 17 条 理事長は、前条第 1 項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成活動等の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 理事長は、助成決定者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 助成決定者は、第 16 条第 1 項第 1 号から第 6 号の理由により交付の決定を取り消され、前条第 1 項の規定による助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年 10.95%の割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 前条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から 20 日以内とする。期限内に納付しなかったときは、助成決定者は、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額

につき年 10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

- 3 理事長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成決定者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の管理等)

第 19 条 助成決定者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成活動の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 助成決定者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が 1 個又は 1 組 50 万円以上の機械及び器具については、別に定める期間内においては、理事長の承認を受けずに助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 理事長は、前項の場合において、理事長の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(助成金の経理)

第 21 条 助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

- 2 別記 1、2 及び 4 の助成決定者は、金融機関に助成活動についての専用の口座を設けなければならない。

(スポーツ振興基金シンボルマーク等の表示)

第 22 条 助成決定者は、助成活動の実施に際し、別に定めるところに従い、助成金による助成活動である旨の記載及びスポーツ振興基金のシンボルマークの表示を行わなければならない。

(助成活動等の公開等)

第 23 条 助成決定者は、助成活動の実施状況及び実施結果並びに助成金の使途に関する情報を公開するものとする。

- 2 理事長は、助成活動等により得られた成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また、非営利目的のため自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(助成の対象となる活動)

- 2 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 21 年度は競技力向上支援事業補助金に係る活動については、助成対象活動とする。

附 則(平成 17 年 3 月 23 日平成 16 年度要綱第 13 号)

この要綱は、平成 17 年 3 月 23 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 11 月 25 日平成 17 年度要綱第 4 号)

この要綱は、平成 17 年 11 月 25 日から施行する。

附 則(平成 20 年 7 月 25 日平成 20 年度要綱第 19 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 25 日から施行し、改正後の第 17 条及び第 19 条の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 11 月 20 日平成 20 年度要綱第 23 号)

この要綱は、平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 4 日平成 21 年度要綱第 7 号)

この要綱は、平成 21 年 11 月 4 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 22 年 10 月 14 日平成 22 年度要綱第 6 号)

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 14 日から施行し、平成 23 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 22 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 10 月 3 日平成 23 年度要綱第 7 号)

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 3 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 23 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 2 月 5 日平成 25 年度要綱第 15 号)

- 1 この要綱は、平成 26 年 2 月 5 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 11 月 6 日平成 26 年度要綱第 19 号)

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 6 日から施行し、平成 27 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成 26 年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 11 月 4 日平成 27 年度要綱第 22 号)

- 1 この要綱は、平成 27 年 11 月 4 日から施行する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 10 月 31 日平成 29 年度要綱第 21 号)

- 1 この要綱は、平成 29 年 10 月 31 日から施行する。
- 2 施行の日以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月31日平成30年度要綱第9号)

- 1 この要綱は、平成30年10月31日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年10月31日令和元年度要綱第13号)

- 1 この要綱は、令和元年10月31日から施行し、平成31年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。ただし、別記2の改正規定は、令和2年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 平成30年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年12月27日令和3年度要綱第9号)

- 1 この要綱は、令和3年12月27日から施行し、令和4年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。
- 2 令和3年度以前に交付の決定を行った助成金については、なお従前の例による。

別記 1

スポーツ団体選手強化活動助成実施要項

1 目的

競技ごとの強化拠点等において計画的かつ継続的に行う選手強化活動に対して助成を行うことにより、競技水準の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成の対象となる者は、原則として公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本スポーツ協会の加盟団体(都道府県体育・スポーツ協会等を除く。)並びに公益財団法人日本パラスポーツ協会及び法人格を有する公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟団体とする。

3 助成対象活動

助成の対象となる活動は、強化拠点等における選手強化活動(国内若しくは国外における強化合宿、国外で開催される対抗試合へのチームの派遣又は国内で開催される対抗試合へのチームの招待)とする。

4 助成対象経費

諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、印刷製本費、通信運搬費、渡航費、滞在費、雑役務費その他助成活動を行うために直接必要な経費とする。

5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。
なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別記 2

スポーツ団体大会開催助成実施要項

1 目的

国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催に対して助成を行うことにより、我が国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成の対象となる者は、原則として別表 1 に定める非営利のスポーツ団体とする。

3 助成対象活動

助成の対象となる活動は、別表 1 に定める活動とする。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表 1 に定めるとおりとする。

5 助成金の額

助成金の額は、助成対象経費に別表 1 に定めた助成割合を乗じて得た額(千円未満切捨て)とする。

なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別表 1

助成区分	助成対象活動	助成対象団体	助成対象経費	助成割合
スポーツ 団体大会 開催助成	国際的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の日本開催	1 公益財団法人日本スポーツ協会 2 公益財団法人日本オリンピック委員会 3 公益財団法人日本レクリエーション協会 4 公益財団法人日本パラスポーツ協会	諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、印刷製本費、通信運搬費、渡航費、委託費、雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費	3分の2
	全国的な規模のスポーツの競技会、研究集会又は講習会の開催	5 1、2又は3の加盟団体 6 法人格を有する4又は日本パラリンピック委員会の加盟団体 7 1～6以外でスポーツの振興を主たる目的とする法人	諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費	

別記 3

選手・指導者研さん活動助成実施要項

1 目的

我が国における優秀な選手及びその指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動に対して助成を行うことにより、選手及びその指導者等の能力育成を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成の対象となる者は、公益財団法人日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とする。

3 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とする。

(1) 海外研さん活動

選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動

(2) 能力育成教育

選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育)

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、別表2に定めるとおりとする。

5 助成金の額

助成金の額は、定額(千円未満切捨て)とする。

なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別表2

助成区分	助成対象活動	助成対象者	助成対象経費
選手・指導者研さん活動助成	海外研さん活動	公益財団法人日本オリンピック委員会又は日本パラリンピック委員会において関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手及び指導者等	旅費、渡航費、滞在費、その他助成活動を行うために直接必要な経費
	能力育成教育		旅費、スポーツ用具費、消耗品費、通信運搬費、雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費

別記 4

国際的に卓越したスポーツ活動助成実施要項

1 目的

国際的に卓越したスポーツの活動を行う計画を有する者が行うその活動に対して助成を行うことにより、その円滑な実施を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成の対象となる者は、国際的に卓越したスポーツ活動を行う計画を有する者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) スポーツ活動を行う計画を有する者は、原則として当該スポーツ活動を行うために設けられたチームであること。なお、個人であっても対象となりうるものであること。
- (2) 当該スポーツ活動について、その成功が相当程度見込まれる専門的な知識、高度な技術、豊富な経験等を有する者であること。
- (3) (1)のチームは、原則として日本人で構成されているものであること。なお、日本人以外の者が当該チームの構成員として加わる場合にあっては、日本人が当該活動の主体であるチームに限るものであること。また、個人にあっては日本人に限るものであること。
- (4) (1)のチームは、営利を目的とするものではないこと。

3 助成対象活動

助成の対象となる活動は、スポーツの分野において国際的に価値が高く、いわば人類の能力の極限に挑むなど国民に夢を与え、世界のスポーツ史に足跡を残すようなスポーツの活動で、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 当該スポーツに係る専門的な知識、高度な技術、豊富な経験等を必要とするものであること。
- (2) 毎年度あるいは一定の期間において定期的開催されるスポーツ大会等への参加を目的とするものではないこと。
- (3) 事前の準備等を含め、周到に計画され、その成功が相当程度見込まれるものであること。
- (4) 活動の実施過程における事故等の対策等、安全への配慮が十分になされているものであること。
- (5) 当該活動により、利益を得ることを目的とするものではないこと。
- (6) 当該活動に要する経費の総額が、別に定める額以上のものであること。

4 助成対象経費

助成の対象となる経費は、諸謝金、旅費、借料及び損料、スポーツ用具費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、渡航費、滞在費及び雑役務費、その他助成活動を行うために直接必要な経費とする。

5 助成金の額

助成金の額は、定額(千円未満切捨て)とする。

なお、助成金の額の上限額は別に定めるとおりとする。

別記 5

アスリート助成実施要項

1 目的

我が国における優秀な選手に対して助成を行うことにより、優秀な選手を称えるとともに、競技活動に専念した選手生活の継続を奨励し、競技水準の向上を図ることを目的とする。

2 助成対象者

助成の対象となる者は、別表3に定めるとおりとする。

3 助成対象活動

定めない。

4 助成対象経費

定めない。

5 助成金の額

助成金の額は、定額とし、別に定めるとおりとする。

別表3

助成区分	助成対象者	
アスリート助成	オリンピックアスリート	次の各号のいずれにも該当し、公益財団法人日本オリンピック委員会において、関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手とする。 (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会のオリンピック強化指定選手又はそれに準ずる者 (2) 世界アンチ・ドーピング規程（同規程に基づく「検査及びドーピング調査」「教育」等に関する国際基準を含む。）及び日本アンチ・ドーピング規程並びに一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構が定める日本国内のアンチ・ドーピング方針に則り、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の登録検査対象者リスト又はナショナル・プールに掲げられた選手 (3) 次回又は次々回のオリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手
	パラリンピックアスリート	次の各号のいずれにも該当し、日本パラリンピック委員会において、関係競技団体と協議の上、推薦のあった選手とする。 (1) 日本パラリンピック委員会のパラリンピック強化指定選手 (2) 世界アンチ・ドーピング規程（同規程に基づく「検査及びドーピング調査」「教育」等に関する国際基準を含む。）及び日本アンチ・ドーピング規程並びに一般社団法人日本スポーツフェアネス推進機構が定める日本国内のアンチ・ドーピング方針に則り、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の登録検査対象者リスト又はナショナル・プールに掲げられた選手 (3) 次回のパラリンピック競技大会において活躍が期待され、助成対象期間を通じて選手生活を継続することが見込まれる選手